
新型コロナウイルス感染拡大にともなう ガス料金の追加対応について

弊社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に応じ、ガス料金お支払期限の延長について発表いたしました。この度の経済産業省からの要請を踏まえ、お支払期限延長の対象月を拡大し、2020年5月および6月検針分までといたしますので、お知らせいたします。

ガス料金のお支払い期限の延長

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金のお支払いを期限までに行うことが困難であるお客さまのお支払い期限を延長いたします。

(対象となるお客さまについて)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の『緊急小口資金』、『総合支援資金（生活支援費）』の特例措置に基づく貸付を受けた認定書の写しを提出いただけるお客さまで、一時的にガス料金のお支払いが困難である旨のお申し出があったお客さまといたします。

(対象となるガス料金について)

上記の対象となるお客さまの、2020年3月および4月検針分のガス料金に加えて、2020年5月および6月検針分ガス料金のお支払期限日をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

また、お支払期限を延長したお客さまの2020年3月・4月・5月・6月検針分のガス料金について、それぞれの早収料金適用期間経過後も対象月は早収料金を適用いたします。

(受付期間・時間)

受付期間：2020年6月30日（火）まで

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

(お問い合わせ先)

滝川ガス株式会社 総務部：0125-23-3510

以 上